

組合ニュース

発行：2013年2月8日

大分大学教職員組合

TEL・FAX：097-554-7998

E-Mail:oitauu@fat.coara.or.jp

福岡教育大学不払い賃金請求訴訟 第1回公判に大分大学から12名参加

全国の国立大学法人の不払い賃金 請求訴訟始まる

11月27日、全大教と各高専教職員組合（原告248人）、高エネルギー加速器研究機構職員組合（原告6人）、福岡教育大学教職員組合（原告4人）が、国家公務員の給与臨時減額に準じた賃金引き下げに対して、国立高等専門学校機構、高エネルギー加速器研究機構、福岡教育大学を相手取り、減額分の支払いを求める不払い賃金請求訴訟を起こしました。これは全国的な訴訟行動の第一波であり、今後、さらに複数の大学が訴訟に踏み切る準備をすすめています。

福教大での大幅な賃金引下げの不当性を問う裁判が始まりました！

1月30日、福岡地方裁判所301号法廷にて、福岡教育大学不払い賃金支払い請求訴訟の第一回公判が開かれました。同裁判所のなかでも最も大きな法廷の100席の傍聴席は、同大学および全大教九州加盟の大学等からの支援者でほぼ埋めつくされました。裁判長も傍聴者の多さに緊張した面持ちで、今回の裁判がいかに社会の注目するところであるかを印象付けることができたのではないのでしょうか。

西崎緑福教大教職組副委員長は、意見陳述（裏面に陳述書掲載）で、今回の賃下げ強行は、教育者の養成のため身を削って働き続けてきた教職員の人権を蹂躪するものであり、このままでは教職員の士気の低下や頭脳流出、大学の劣化がすすみ、学生の希望も失わせているとし、不当な賃下げを撤回して未払い分を支払うこと、そして教職員ひとりひとりを人間として尊重することを求めました。このように、今回の賃下げ問題が単なる賃金

「研究の自由」を脅かし、教育研究者の育成を阻害していることを静寂な法廷のなかに、学問教育研究を生業とする私たちの思いを静かな迫力をもって訴えてくれました。

公判後には報告会が開催され、原告団、弁護士からこの間の取組み報告、全大教から全国的な裁判闘争の状況報告、大分大学を含む3単組から活動報告が行われました。



報告会の様子

福教大等の裁判支援カンパにご協力をお願いします

大分大学における不当な賃下げは、福教大同様訴訟に値します。また、裁判の勝敗は、団体交渉にも大きな影響を及ぼします。執行委員会で自分たちの問題として取り組むことを確認し、第1回公判に12名で参加しましたが、今後も福教大、ならびに他の国立大学等の不払い賃金請求訴訟裁判に連帯し、勝訴に向けた支援を続けていきたいと思えます。

組合室に福教大等の裁判支援のカンパ箱を設置しておりますので、みなさまのご協力をお願いします。

次回の公判・支援行動の日程が決まり次第お知らせします。今後も積極的なご支援をお願いします。



意見陳述書

平成25年1月30日

福岡地方裁判所第5民事部合議C係 御中

原告 西崎 緑

1 私たちの大学は、教育者を育てる大学です。

教育基本法第一条には、「教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。」とあります。教育者は、このことをしっかり胸に刻み、すべての人が幸福になる社会をめざし、子どもたちを慈しみ育ていかなければなりません。私たちは、教育者の養成が人間社会の未来にとって最も重要な仕事であると考え、これまで自分が苦勞して得た研究成果を、惜しみなく学生の成長のために費やしてきました。

2 しかし私たちを取り巻く環境は、年々厳しさを増しています。平成16年に国立大学が法人化されて以来、人員削減の影響と教育・研究以外の業務増により、どの教員も研究時間を減らざるを得ない状況に追い込まれています。また裁量労働制により長時間労働が常態化しているため、健康を害する教員も出ています。それでも私たちが身を削って働き続けてきた理由は、国立大学が、明治以来国民が投資してきた知的資産であることを重要と考えていたからです。どんな貧しい家庭の子女であっても、どんな田舎に住む者であっても、等しく質の高い教育が受けられる環境を守りたい、それが私たちの願いでした。

3 今回の賃下げ強行は、そのような私たちの「思い」を裏切るものであり、人権を蹂躪するものです。人間として私たちは尊重されていません。大学が組合からの反対を無視して賃下げを強行した昨年7月には、国から支給される運営費交付金は減らされていませんでした。組合との交渉でも、全学説明会でも、なぜ私たちの賃金が懲戒処分と同率になるほどカットされるのか、賃下げを回避するために大学はどんな経営努力をしたのか、大学の財政状況や今後の財政シミュレーションはどうなっているのか、何一つとして客観的かつ具体的には示されませんでした。大学は、「国の要請があったから」と言い、それで十分に説明したつもりでいます。しかし要請だけで私たちの賃金を大幅に下げることが許されるなら、今後私たちの労働条件には何の保障もないことになってしまいます。

4 さて現在の私の賃金は、10年前の水準になってしまいました。昨今の情勢では、定年までに以前の水準を回復することは不可能でしょう。教育、研究、管理運営、社会貢献に必死で努力してきたのに、それをいとも簡単に「全く価値なし」と切り捨てられたことに、私は大きなショックを受けました。その上、家計上の制約により、研究に必要な外国雑誌や洋書の購入費用、他大学の資料室に文献調査に行く旅費が工面できなくなっています。アフリカ系アメリカ人の社会活動という国内に資料が少ない分野を研究している私は、研究者としての苦境に立たされています。これは私だけの状況ではありません。原告をはじめ同僚たちはみな、家のローンや子どもの教育費に加えて研究に必要な資金が不足しており、大学に対しての怒りでいっぱいです。

それでも大学は、今年1月に再び「国の要請」に従って退職金の大幅減額も強行しました。このような状態が続けば、教職員の士気低下と頭脳流出が起こることは必至です。また、学生たちも私たちが受けた仕打ちを見て、教育者としての自分の将来に疑問を持ち始めています。大学の無責任な経営と不誠実な対応は、大学の劣化をもたらし、学生に希望を失わせているのです。

5 私たちは、大学に対して、まず不当な賃下げを撤回して未払い分を支払うよう求めます。そして、国民が福岡教育大学に期待する使命を全うできるよう、教職員ひとりひとりを人間として尊重するよう求めます。

以上